

議案第46号

鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例の一部改正について  
鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例の一部を次のように改正する。

令和4年6月10日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例の一部を改正する条例  
鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等徴収条例（平成18年鹿屋市条例第191号）の  
一部を次のように改正する。

第6条見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条中「授業料」の次に「及  
び入学料」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の鹿屋市立鹿屋看護専門学校授業料等  
徴収条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

（提案理由）

大学等における修学の支援に関する法律の施行に伴い、鹿屋市立鹿屋看護専門学  
校に在学する学生の減免対象者に対し、授業料及び入学料を減額し、又は免除する  
ため、所要の規定の整理を行いたいので、本案を提出するものである。